

町営住宅の入居者を募集します

入居ご希望の方は、期日までに関係書類を添えてお申込みください。

団地名	型式	戸数	家賃(月額)
青空団地	3DK	1戸 (3F)	①22,000円 ②25,400円 ③29,000円 ④32,700円 ⑤37,400円 ⑥43,200円 ⑦50,500円
青空団地	3DK	1戸 (1F)	①20,900円 ②24,100円 ③27,600円 ④31,100円 ⑤35,500円 ⑥41,000円 ⑦48,000円
蜻蛉団地	3DK	1戸 (2F)	①13,300円 ②15,400円 ③17,600円 ④19,800円 ⑤22,700円 ⑥26,200円 ⑦30,600円
小西団地	3DK	1戸 (1F)	①12,400円 ②14,400円 ③16,400円 ④18,600円 ⑤21,200円 ⑥24,500円 ⑦28,700円

収入区分	基準月収額
①	0円 ～ 104,000円
②	104,001円 ～ 123,000円
③	123,001円 ～ 139,000円
④	139,001円 ～ 158,000円
⑤	158,001円 ～ 186,000円
⑥	186,001円 ～ 214,000円
⑦	214,001円 ～ 259,000円

収入区分①の人は、家賃①
収入区分④の人は、家賃④
となります。

家賃は収入区分に応じて7段階となります。
収入区分の番号とあわせてご確認ください。



●申し込み期間 令和8年8月6日（木）～14日（金）（土曜・日曜を除く）
午前8時30分～午後5時15分 まで

●申請書類 ☆入居申込書（建設課にあります）
☆住民票謄本（家族全員のもの）
☆納税証明書（申請者及び同居予定者の課税のある方すべて）
☆所得証明書（申請者及び同居予定者の所得のある方すべて）
☆現住所付近の略図

【重要】 申込み前に必ずご確認ください

《入居に際しての注意事項》

- ① 入居決定後、契約時に 1 ヶ月分の家賃及び敷金（家賃 3 か月分）の納付が必要となります。
- ② 町営住宅は集合住宅のため、犬・猫などの動物を団地で飼うことは、近所迷惑になり、入居者間のトラブルの原因になりますので、極力控えてください。
- ③ すべての団地に駐車場を設置しているわけではありません。
- ④ 家賃・敷金以外にも共益費・自治会費が必要となります。

《入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります》

- ① 不正な行為によって入居したとき。
- ② 家賃を 3 か月以上滞納したとき。
- ③ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ④ 住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を譲渡したとき。
- ⑤ 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- ⑥ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- ⑦ 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- ⑧ 正当な理由によらないで、無断で 20 日以上住宅を使用しないとき。
- ⑨ 周辺の環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- ⑩ 暴力団員であることが判明したとき。

町営住宅では、防火・防犯活動、団地内の清掃活動など、団地全体の良好な環境維持のため、自治会が重要な役割をはたしており、入居後は自治会活動に積極的にご協力いただきます。

また、階段の街路灯などの共同施設の管理運営に必要な共益費の負担や、共用部分の清掃活動への参加についても、入居者として当然の義務であり、積極的にご協力いただきます。

1. 申込方法

- (1) 入居申込に必要な書類に所要事項を記入し、本人または申込事項を詳しく説明できる方がご持参のうえお申込みください。(郵送での申込は、受付けません。)
- (2) 申込は、1 世帯 1 住宅に限ります。
- (3) 申込書及び提出書類は、一切返却いたしません。

2. 申込資格

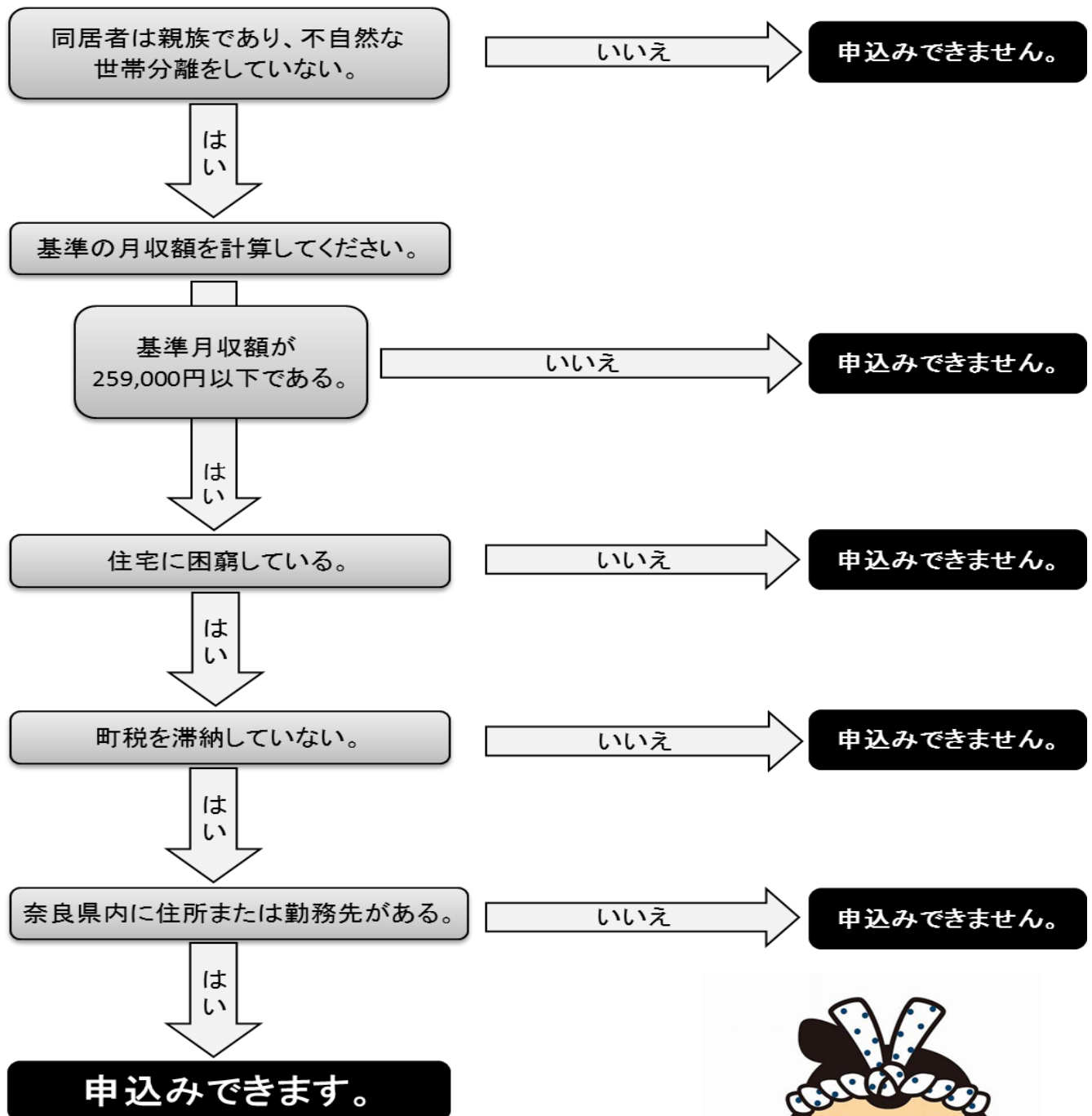
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む)であること。
- (2) その者の月収入が 259,000 円を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 現に県内に住所又は勤務場所を有する者若しくは過去において県内に住所を有していた者であること。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 前項の規定にかかわらず、常時の介護を必要とし、かつ、住宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると町長が別に規定で定める入居者選考委員会が判定する者であっては、単身で入居することができない。

《不自然な世帯分離とは》

社会通念上不自然と認められる世帯分離、家族構成は認められません。

- ・ 夫婦の別居、父母の別居や夫婦のどちらか一方が子供と申込む場合など理由がなく世帯を分離した申込み
- ・ 他に扶養すべき人がいる親戚の同居など、特に同居する理由のない親族との申込み

資格の有無について



※但し、その他条件によっては申込みできない場合もあります。

基準月収額の計算方法

$$\frac{\text{所得金額} - \text{各種控除額}}{12} = \text{収入金額}$$



※基準月収を求める基礎となる所得金額については給与所得控除の額から10万円を追加控除した額。年金収入に係る雑所得を有する方は、公的年金等控除後の額から10万円を追加控除した額。

・・・各種控除額とは・・・

●一般控除

控除種別	控除対象者	控除額
同居及び扶養親族控除	申込者本人を除く、同居親族及び遠隔地扶養親族 $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{入居人数} \\ \hline \text{名} \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{申込本人} \\ \hline \text{名} \end{array} + \begin{array}{ c } \hline \text{遠隔地扶養} \\ \hline \text{名} \end{array} \right) \times 38 \text{ 万円}$	一人につき 38 万円 親族控除額 万円

※所得税法により認定された人であることが必要です。ただし、特定扶養控除については被扶養者であれば、所得税法により認定されている必要はありません。

●特別控除

控除種別	控除対象者	控除額
老人扶養控除	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の人	親族控除のほか 一人につき 10 万円
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人	
※ 特定扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人	親族控除のほか 一人につき 25 万円
障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ① 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 ② 身体障害者手帳の交付を受けている人で 3 級～6 級の人 ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第 4 項症～第 5 項症の人 ④ 年齢 65 歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 2 級・3 級の人	親族控除のほか 一人につき 27 万円
特別障害者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ① 心神喪失状況にある人 ② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で 1 級・2 級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症～第 3 項症の人 ⑤ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑦ 年齢 65 歳以上で障害の程度が①②③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1 級の人	親族控除のほか 一人につき 40 万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得 48 万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得が 500 万円以下である人	その人の所得から 35 万円を限度に控除
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ① 夫と離婚した人で、扶養親族があり、合計所得額が 500 万円以下である人。 ② 夫と死別等した人で、合計所得額が 500 万円以下である人	その人の所得から 27 万円を限度に控除

1. 入居申込に必要な書類

(1) 町営住宅入居申込書

(2) 住民票謄本（家族全員のもの）

外国人にあたっては外国人登録済証

婚姻予約者にあつては双方の住民票謄本、及び結婚式場予約書又は婚姻予約証。

（様式は問いませんが結婚する者及び媒酌人の住所・氏名・挙式予定日は必ず記入してください。）

母子・父子等住民票での親族関係確認ができない者については、戸籍謄本も必要。

(3) 所得に関する証明書

① 給与所得者

- ・税務関係課で発行する最近の所得証明。
- ・勤務先で発行する前年の給与支払証明書、又は給与所得源泉徴収票。
- ・申込月の前月から、過去 1 年間支給された給与・賞与等（通勤手当の非課税所得は除く）の税込み総収入額。また、勤務して 1 年未満の場合は入社日から申込月の前月までの給与支払証明書、勤務してまだ 1 か月分の給料を受けていない場合は、雇用条件に基づき支給が予定されている 1 か月分の給与支払証明書。

② 事業所得者（営業所得・その他所得・雑所得）

- ・税務関係課で発行する前年の所得証明書。
ただし、前年の所得証明が出ない時期に申込をする場合は、前々年の所得証明書及び前年所得の確定申告書の控、又は収支明細書。

③ 所得のない方

- ・税務関係課で発行する扶養証明書、又は非課税証明書、若しくは健康保険被保険者証等（国民健康保険は除く）の写し。

④ 年金等の受給者（2 つとも必要です）

- ・税務関係課で発行の最近の所得証明書 ＋ 受給証書の写し（受給金額がわかるもの）

⑤ 生活保護受給者…福祉事務所長の発行する証明書。

⑥ 雇用（失業）保険受給者…受給証明書の写し。

⑦ 身体障害者の証明書

- ・本人又は家族に障害者がある場合には、福祉事務所長の発行する証明書、または身体障害者手帳の写しが必要です。

(4) 納税証明書（申請者及び同居予定者の課税のある方すべて）

2. 実態調査及び入居者の選考

- (1) 応募者全員について実態調査（住宅に困窮する実情を調査）を行い、入居者選考委員会を開き、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定します。
- (2) 住宅困窮順位の定め難いものについては、公開抽選により入居者を決定します。
- (3) 入居決定を受けた方については、入居日を指定して入居手続の通知書を発送します。

3. 入居手続及び手続日

- (1) 入居手続通知を受けた方は、指定入居日までに敷金（家賃 3 か月分）を納付し、連帯保証人 1 人を定めその方と連帯した誓約書、連帯保証人の所得証明書・印鑑証明書等が必要です。
- (2) 入居手続日は、入居手続通知書によりその都度お知らせします。
指定入居日から 7 日以内に入居しなければなりません。

※ 注意事項

- ・ 町営住宅入居者申込書に記入する連帯保証人は県内に住居を有し、独立の生計を営み、申込者と同等以上の収入である者でなければなりません。
- ・ 入居されますと家賃以外に街灯の電気代、浄化槽の維持経費などのいわゆる共益費は、これらを使用される入居者の皆さんで負担して頂くことになります。
- ・ 町営住宅内には、青空団地以外は自動車等の保管場所となるべきスペースはありません。

記載事項については、法改正等により変更する場合があります



お問合せは
こちらへ

〒638-8510

奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地

下市町役場建設課 住宅係

電話：0747-52-0001（内線 193）

I P：0747-68-9067（直通）

受付：土・日を除く 8：30～17：15